

警察公論第 79 卷第 9 号付録「一問一答 2025 法学&実務」お詫びと訂正

本書の下記の箇所について以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

●36 頁 刑法 013

【訂正前】

013	収賄罪については、日本国民が、日本国外で犯したとしても我が国の刑法が適用される。	「適用される」は誤り。収賄罪は、国民の国外犯を定めた刑法 3 条各号に挙げられていないので、国民の国外犯ではなく、刑法は適用されない。 ×
-----	--	--

【訂正後】

013	侮辱罪 については、日本国民が、日本国外で犯したとしても我が国の刑法が適用される。	「適用される」は誤り。 侮辱罪 は、国民の国外犯を定めた刑法 3 条各号に挙げられていないので、国民の国外犯ではなく、刑法は適用されない。 ×
-----	--	---

●66 頁 刑訴法 017

【訂正前】

017	弁護人は、被疑者と立会人なくして接見することができるが、物の授受はできない。	「物の授受はできない」は誤り。弁護人は、立会人なくして「書類若しくは物の授受をする」こともできる（刑訴法 39 条 1 項）。 ×
-----	--	--

【訂正後】

017	弁護人は、被疑者と立会人なくして接見することができるが、物の授受はできない。	「物の授受はできない」は誤り。弁護人は、 書類又は物の授受をすることもできる(刑訴法 39 条 1 項) 。なお、 書類又は物の授受は、接見と異なり、立会人なくして行うことはできない 。 ×
-----	--	--

【訂正前】

051	特定少年が一定の重大な犯罪によって逮捕された場合には、逮捕の時点から推知報道の禁止は適用されない。	「逮捕の時点」は誤り。特定少年のときに犯した罪について「公訴を提起」された場合には、推知報道の禁止は適用されないことになった（少年法 68 条）。 <input type="radio"/>
-----	---	--

【訂正後】

051	特定少年が一定の重大な犯罪によって逮捕された場合には、逮捕の時点では推知報道が禁止されている。	「逮捕の時点」は誤り。 特定少年のときに犯した罪について「公訴を提起」された場合には、推知報道の禁止は適用されないことになった（少年法 68 条）。 <input type="radio"/>
-----	---	--